(証券コード：7869)
2019年12月11日

株　主　各　位

東京都江東区亀戸四丁目36番14号
日本フォームサービス株式会社
取締役社長　齋　藤　太　誉

第63回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申しあげます。

さて、当社第63回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年12月25日(水曜日) 午後５時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時　2019年12月26日（木曜日）午前10時
(受付開始：午前９時30分)

2. 場　　所　東京都江東区亀戸二丁目19番１号
江東区亀戸文化センター　カメリアプラザ５Ｆ（第２研修室）
開催場所が前回開催の株主総会と異なりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照のうえ、お間違えのないようご注意ください。

3. 会議の目的事項

報 告 事 項　第63期（2018年10月１日から2019年９月30日まで）事業報告の内容報告の件

決 議 事 項

第１号議案　第63期（2018年10月１日から2019年９月30日まで）計算書類承認の件

第２号議案　会計監査人選任の件

4. その他本招集通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、次の事項につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttps://www.forvice.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。

計算書類の個別注記表

したがいまして、本招集ご通知の提供書面は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類の一部であります。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
なお、本株主総会招集ご通知に掲載しております事業報告、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレスhttps://www.forvice.co.jp/）において周知させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（2018年10月１日から
2019年９月30日まで）

1. 会社の現況

（1）当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

事業のご報告に先立ちまして、当事業年度において、過年度の不適切な会計処理の指摘を外部から受け、第三者委員会を設置し、過年度決算の訂正を行いましたことについて、株主の皆様には多大なご迷惑とご心配をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。今後はこのようなことがないよう、コンプライアンスの徹底とガバナンスの強化を中心とした再発防止に当社グループを挙げて取り組み、信頼の回復に努めてまいります。株主の皆様には何卒ご理解ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

本事業報告における以下の記載にあたりましては、過年度決算の訂正を反映した内容となっております。

当事業年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境が改善される中で、緩やかな回復基調が続きましたが、原油価格の上昇、天候不順による自然災害、慢性的な人手不足、米中の貿易紛争や英国のEU離脱問題等の懸念材料も多く、先行き不透明な状況で推移しました。

このような状況の下、当社の売上高は30億６千３百万円（前年同期比16.3％増)、営業利益６千６百万円（前年同期比８千９百万円の改善)、経常利益２千６百万円（前年同期比３千１百万円の改善)、当期純損失は過年度決算訂正関連費用の特別損失を２億２百万円計上したことから、８千６百万円（前年同期比６千１百万円の悪化）となりました。

2019年６月21日付「第三者委員会の報告書全文開示に関するお知らせ」において公表しましたとおり、不適切な会計処理の事実が明らかとなりました。このため、当事業年度において第三者委員会の調査費用として１億２千３百万円、過年度決算を訂正するための諸費用として７千９百万円、合計２億２百万円を過年度決算訂正費用として特別損失に計上しております。

2019年９月期の配当につきましては、誠に遺憾ながら当期の業績を踏まえ、株主の皆様には誠に申し訳ございませんが、無配とさせていただきます。

セグメント別の業績を示すと、次のとおりであります。

（ⅰ）函物及び機械設備関連事業

AV関連製品については、公共施設や商業施設に対して工事を絡めた受注により堅調に伸びております。また、AV関連製品の新製品も売上高に寄与しております。また、再生エネルギー関連製品に関しても、FIT改正法による売電価格の影響により太陽光発電案件等の需要が減少しておりますが、FIT目的ではなく自家消費を目的とした大型投資が、通期を通して業績に貢献しております。

利益面につきましては、前年度より生産ラインの見直しによる製品製造の標準化を図り、原材料費の見直しや生産性の向上により原価低減をすすめてまいりました。その結果、利益を確保することができました。

以上の結果、函物及び機械設備関連事業の売上高は23億７千６百万円（前年同期比22.7％増)、セグメント利益（経常利益）は６千６百万円（前年同期比６千７百万円の改善）と推移いたしました。

（ⅱ）介護関連事業

介護関連事業における当社の在宅介護サービスにおきましては、通所介護および居宅介護支援等のサービスが低調に推移したことから、売上高は３億９千９百万円（前年同期比1.5％減）となりました。

また、地域密着型介護サービスにおける小規模多機能型居宅介護においては前年度よりも利用者は増加しておりますが、認知症対応型共同生活介護はグループホーム松庵「英」の入居率を上げることが出来なかったことから、売上高は２億８千７百万円（前年同期比1.4％減）となりました。以上の結果、介護関連事業（在宅介護サービス及び地域密着型介護サービス）における売上高は６億８千７百万円（前年同期比1.5％減）となりました。

利益面に関しては、売上高の増加及びコスト削減を図ったものの、セグメント損失（経常損失）は４千万円（前年同期比３千６百万円の悪化）となり、非常に厳しい状況にて推移いたしました。今期は、江東区役所より、介護保険の未申請の高齢者を対象とした「江東区高齢者支援ホームヘルパー派遣事業」を受託し、福祉用具にて住宅改修サービスを開始しております。

また、従来「営業外収益」区分に表示しておりました「補助金収入」のうち、介護事業の包括的支援事業に関するものは当事業年度より「売上高」に変更して表示しております。

この変更は、少子高齢化に伴う介護施設利用者数の増加が今後も見込まれ、これを受け入れるに足る人員確保のための補助金の重要性が高まっていること、また、補助金制度の経常的性格や介護事業運営維持のための人件費補填の性格がより明確になってきたことか

ら、損益区分をより適正に表示するために行ったものであります。

② 設備投資の状況

当事業年度におきまして実施しました設備投資の総額はリースを含めて３千６百万円であり、主な設備投資は、ファイバーレーザーの導入に伴う機械設備の導入であります。

③ 資金調達の状況

当事業年度の資金調達につきましては、記載すべき事項はありません。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区分＼期別	第60期 (2015年10月1日から 2016年9月30日まで)	第61期 (2016年10月1日から 2017年9月30日まで)	第62期 (2017年10月1日から 2018年9月30日まで)	第63期 (2018年10月1日から 2019年9月30日まで)
売上高 (千円)	2,920,357	2,589,180	2,634,700	3,063,445
経常利益又は損失(△) (千円)	△96,640	△113,439	△5,472	26,318
当期純損失(△) (千円)	△813,965	△122,504	△25,021	△86,054
1株当たり当期純利益又は純損失(△) (円)	△2,043.45	△307.55	△62.83	△216.10
総資産 (千円)	4,001,835	3,567,505	3,478,214	3,515,689
純資産 (千円)	2,054,874	1,920,470	1,865,211	1,757,734

(注) 1. １株当たり当期純利益又は純損失（△）は、期中平均株式数に基づき算出しております。
2. 2018年４月１日付で普通株式10株につき１株の割合で株式併合を行っております。第60期（2015年10月１日から2016年９月30日まで）の期首に当該株式併合が行われたものと仮定して１株当たり当期純利益又は純損失（△）を算定しております。
3. 第60期から第62期の数値は、過年度決算の訂正を反映した数値であります。
4. 第63期より、従来「営業外収益」区分に表示しておりました「補助金収入」のうち、介護事業の包括的支援事業に関するものを「売上高」に変更して表示しております。また第62期については、当該変更による遡及修正後の数値を記載しております。

(3) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	議決権比率	主要な事業内容
フォービステクノ株式会社	250,000千円	100%	アーム関連製品の製造と販売
フォービスリンク株式会社	50,000千円	100%	再生エネルギー関連製品の設計、施工及び電気工事業

② 企業結合の成果

連結対象子会社は、上記２社であります。また、当期連結売上高は31億２千９百万円（前年同期比4.1％増）となり、親会社株主に帰属する当期純損失は、４千５百万円（前年同期比６千１百万円の悪化）となりました。

(4) 対処すべき課題

当社は2014年９月期第１四半期から2019年９月期第１四半期までの事業報告等において、虚偽と認められる開示を行い、株主や投資家の皆様、銀行、その他取引先各社に多大なるご迷惑をお掛けし、日本フォームサービス㈱の信頼を著しく失墜させました。今後は、深い反省のもと経営陣を刷新し原点に立ち返り、信頼回復に誠心誠意努めてまいります。来期につきましては、『再発防止施策の策定・実行』と『事業再生』の２点を最重要課題とし、新体制のもと、全社を挙げて最重要課題に取り組んでまいります。

●再発防止施策の策定・実行

不適切な会計処理をおこなった根本原因や背景を踏まえ、二度と同じ過ちを犯さない様、再発防止に向けた取り組みを行います。

●事業再生

不採算事業のテコ入れや資金繰りの改善、適切な人員配置など、喫緊の経営課題を抽出し、問題点を明らかにして、迅速に解決することにより、経営の合理化を図ります。

株主の皆様におかれましては、今後とも何卒一層のご指導とご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（2019年９月30日現在）

函物及び機械設備関連事業において、AV関連製品、サーバーラック・キャビネット製品、環境・エネルギー製品、セキュリティ製品、地震・災害対策製品製造販売及びこれらに附帯する業務を主な内容として事業活動を行っております。

また、介護関連事業の在宅介護サービスにおいては、東京都江東区、江戸川区に合計８拠点(拠点名称「フォービスライフ」)を設置し、フォービスライフ江東において通所介護事業を展開しており、地域福祉の発展にも貢献しております。また、在宅介護事業の位置付けの中で2007年４月に江東区委託事業の「在宅介護支援センター」の認可を得ております。

介護関連事業の地域密着型介護サービスにおいては、東京都江戸川区松江並びに杉並区松庵に認知症対応型共同生活介護（グループホーム）を設置し、事業を展開しております。また、江戸川区松江のグループホーム内にて小規模多機能型居宅介護の事業を展開しております。また、江東区に２か所地域包括支援センターを開設しております。

主な取扱い製商品及びサービスは、次のとおりであります。

区分		主要品目・サービス
函物	ＡＶ関連製品	マルチ設置製品、ディスプレイスタンド、プロジェクター製品、壁掛・天吊金具、サイネージ筐体、ディスプレイアーム、システムデスク、ミラーサイネージ
	サーバーラックキャビネット製品	液浸冷却装置、サーバーラック、19インチラック用架台、ICパッケージキャビネット、ジャッキマン
	環境エネルギー製品	スーパーオイルクリッパー、フォービスソーラーベース、エコピュアポータブル、エコピュアクリーン
	セキュリティ製品	マイナンバー専用PC保管庫、マイナンバー専用書類保管ロッカー、Traka21、フォービストラカ
	地震・災害対策製品	i NEWS BOARD、減震スライダー、LANエクステンションリール
介護		居宅介護支援、地域包括支援センター、訪問介護、福祉用具、短時間型デイサービス、小規模多機能型居宅介護、グループホーム

(6) 主要な営業所及び工場（2019年９月30日現在）

名　　称	所　在　地
本　　社	東京都江東区
本社事務所	東京都江東区
関西営業所	大阪市都島区
東北出張所	仙台市青葉区
千葉工場	千葉県山武郡横芝光町
フォービスライフ江東	東京都江東区
フォービスライフ西葛西	東京都江戸川区
グループホーム「英」	東京都江戸川区
デイサービス「英」	東京都江戸川区
グループホーム松庵「英」	東京都杉並区

注）　九州営業所は2019年９月30日をもちまして閉鎖いたしました。

(7) 使用人の状況（2019年９月30日現在）

区　　分	使用人数	前期末比増減	平均年令	平均勤続年数
合計又は平均	158名	７名増	40才	10.3年

（注）　本表の人員には、臨時雇は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（2019年９月30日現在）

借　入　先	借　入　残　高
株式会社りそな銀行	601,000 千円
株式会社三井住友銀行	335,000
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	142,500

2. 会社の株式に関する事項

(1) 株式の状況（2019年９月30日現在）

① 発行可能株式総数　　1,500,000株
② 発行済株式の総数　　398,213株（自己株式3,787株を除く。）
③ 株主数　　379名
④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
山下岳英	154,120株	38.7％
山下宗吾	111,888	28.0
株式会社りそな銀行	18,000	4.5
山田善彦	9,600	2.4
阪田和弘	6,300	1.5
林哲也	5,000	1.2
今井浩	4,500	1.1
株式会社三井住友銀行	4,000	1.0
SMBCファイナンスサービス株式会社	4,000	1.0
日本フォームサービス従業員持株会	3,919	0.9

（注）　持株比率は自己株式（3,787株）を控除して計算いたしております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
② 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2019年９月30日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役社長（代表取締役）	齋藤太誉	
取締役	土肥健一	
取締役	山口晃	山口税理士事務所　税理士
取締役	高野茂	
常勤監査役	花岡淳文	
監査役	瀬山剛	港総合会計事務所 公認会計士及び税理士 株式会社シンコー 代表取締役
監査役	井上明子	西東京いこい法律事務所 弁護士

（注）1. 取締役山口晃氏および高野茂氏は社外取締役であります。
2. 監査役瀬山剛氏および井上明子氏は、社外監査役であります。
3. 監査役瀬山剛氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
また、監査役井上明子氏は弁護士の資格を有しており、会社法務及びコンプライアンスに関する専門的な知見を有しております。
4. 当社は、監査役瀬山剛氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 2019年９月26日開催の当社臨時株主総会におきまして、取締役に齋藤太誉氏、土肥健一氏、山口晃氏また、監査役に花岡淳文氏、瀬山剛氏、井上明子氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

退任時の会社における地位	氏名	退任年月日	事由	退任時の担当及び重要な兼職の状況
取締役社長（代表取締役）	山下岳英	2019年９月26日	辞任	
取締役	大海原秀人	2019年９月26日	辞任	営業部長
取締役	山崎邦彦	2019年９月26日	辞任	製造部長
常勤監査役	初塩進	2019年９月26日	辞任	
監査役	山田学	2019年９月26日	辞任	株式会社IBCパブリッシング 社外監査役
監査役	西﨑泰弘	2019年９月26日	辞任	

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区　分	支　給　人　員	支　　給　　額
取　締　役	3名	28,093千円
監　査　役	3名 (うち社外監査役２名)	9,260千円 (うち社外監査役3,250千円)
合　計	6名	37,353千円

(注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記報酬等の額には、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額3,273千円（取締役2,533千円、監査役740千円）を含んでおります。
3. (1)に記載している取締役及び監査役の報酬は支給しておりません。なお、役員退職慰労引当金を259千円（取締役183千円、監査役75千円）積立てております。

(4) 退任した社外役員に関する事項

イ．重要な兼職の状況等及び当該兼職先と当社の関係

監査役山田　学氏は、株式会社IBCパブリッシングの監査役であります。当社と同社との間には、資本関係及び取引関係はありません。

また、監査役山田学氏とは裁判における訴訟代理人としての取引を行っております。

ロ．当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
監　査　役	山　田　　学	監査役としての十分な責務を果たす活動をしていなかったため、監査役を辞任
監　査　役	西　﨑　泰　弘	監査役としての十分な責務を果たす活動をしていなかったため、監査役を辞任

(5) 現任の社外役員に関する事項

イ．重要な兼職の状況等及び当該兼職先と当社の関係

監査役瀬山　剛氏は、株式会社シンコーの代表取締役であります。当社と同社との間には、資本関係及び取引関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
取　締　役	山　口　　晃	税理士として、企業会計・税務に精通しており、会社経営に関し、十分な見識を有しております。2019年９月26日の取締役会に出席しております。
取　締　役	高　野　　茂	企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、当社の経営全般に助言していただくことで、コーポレートガバナンスの強化を図っております。2019年９月26日の取締役会に出席しております。

区　分	氏　名	主な活動状況
監　査　役	瀬　山　　剛	公認会計士及び税理士として、企業会計・税務に精通しており、会社経営に関し十分な見識を有しており、一般株主と利益相反を生じることがない立場を保持し業務遂行しているため、独立役員として指定しております。
監　査　役	井　上　明　子	弁護士として、会社法務及びコンプライアンスに関する専門的な知見ならびに経営に関する高い見識を有しております。2019年９月26日の取締役会に出席しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

① 史彩監査法人（2019年８月30日付で一時会計監査人に就任）
② 監査法人大手門会計事務所（2019年７月26日付で辞任により退任）

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 史彩監査法人

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	30,000千円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査の内容、職務の遂行及び報酬見積額について、検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第１項の同意の判断をいたしました。

② 監査法人大手門会計事務所

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	31,250千円

（注）1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制についての決定内容及び当該体制の運用状況は以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(1) 代表取締役は、取締役の職務執行に係る情報の保存および管理につき全社的に統括する責任者を取締役の中から任命する。

任命された取締役は、文書管理規程を定め、これにより次の各号に定める文書（電磁的記録を含むものとする。以下、同じ。）を関連資料とともに保存する。

① 株主総会議事録
② 取締役会議事録
③ 経営会議議事録
④ 代表取締役を最終決裁権者とする稟議書
⑤ 代表取締役を最終決裁権者とする契約書
⑥ 会計帳簿・決算書類・出入金伝票
⑦ 税務署その他官公庁、証券取引所に提出した書類の写し
⑧ その他文書管理規程に定める文書

(2) 前項各号に定める文書の保管期間は、文書管理規程に定めるところによる。保管場所は文書管理規程に定めるところによるが、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

2. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は以下の経営管理システムを用いて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

① 取締役、社員が共有する全社的な目的を定め、この浸透を図るとともに、この目的に基づく３事業年度を期間とする中期経営計画を策定する。
② 取締役会は、中期経営計画を具体化するため、中期経営計画に基づき、毎期事業部門毎の事業目標と予算を設定する。研究開発、設備投資、新規事業については、原則として中期経営計画の目標達成への貢献を基準に、その優先順位を決定する。同時に、各事業部門への効率的な人的資源の配分を行う。
③ 取締役は、各事業部門が実施すべき具体的な施策および権限分配を含めた効率的な業務遂行体制を決定する。
④ 月次の業績は、ITを積極的に活用したシステムにより月次で迅速に管理会計としてデータ化し、取締役会に報告する。
⑤ 取締役会は、毎月月次の結果をレビューし、取締役に目標未達の要因の分析、その要因を排除･低減する改善策を報告させ、必要に応じて目標を修正する。
⑥ ⑤の議論を踏まえ、取締役は、各事業部門が実施すべき具体的な施策および権限配分を含めた効率的な業務遂行体制を改善する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) コンプライアンス、環境、災害、品質、情報セキュリティに係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとする。
(2) 組織横断的リスク状況の監視ならびに全社的対応は内部監査室が行うものとする。新たに生じたリスクについては、速やかに対応責任者となる取締役を定める。
4. 取締役及び使用人の職務の執行が法令･定款に適合することを確保するための体制
コンプライアンス規程を制定し、役職員が法令・定款および当社の社是を遵守した行動をとるための行動規範を定める。また、その徹底を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、内部監査室を設け全社のコンプライアンスの取組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員教育等を行う。監査室は、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取締役会および監査役に報告されるものとする。
5. 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制
監査役の職務を補助する組織を内部監査室とする。監査役は、内部監査室所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができる。
6. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は補助人の人事異動について事前に取締役より報告を受けるとともに、必要がある場合には、理由を付して当該人事異動につき変更を取締役に申し入れることができるものとする。また、当該使用人を懲戒に処する場合には、取締役はあらかじめ監査役と協議するものとする。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制及び監査役へ報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
(1) 取締役または使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、全社的(当社および当社グループ) に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況およびその内容を速やかに報告する。報告の方法（報告者・報告受領者・報告時期等）については、取締役と監査役との協議により決定する方法によるものとする。
(2) 監査役に対して直接報告を行った取締役および使用人は、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、代表取締役社長、監査法人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催するものとする。また、取締役会の資料ならびに月１回以上開催している経営会議の資料も必ず事前に監査役に渡すこととする。
9. 株式会社ならびにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 当社は、子会社の内部統制を担当する部署を内部監査室とし、他の事業部と連携し子会社における内部統制の実効性を高める施策を実施するとともに、必要な子会社への指導・支援を実施する。また、当社の常勤監査役は、子会社の重要な事項に関する報告を受けるとともに

子会社の取締役および使用人は、当社（グループ）に著しい損害を及ぼすおそれのある事実その他報告すべき事項を当社の監査役に報告する。

(2) 内部監査室は他の事業部と連携して、子会社における次の各号の内部統制の状況を把握し、必要に応じて改善を指導する。

① リスクの評価と分析
② 監視体制を含む体制の整備
③ 取締役の職務執行に係る情報の保存・管理
④ 役職員のコンプライアンス体制
⑤ 取締役の職務執行の効率性の確保
⑥ 財務報告の信頼性の確保
⑦ 情報伝達の実効性

(3) 内部監査室は子会社の内部統制の状況について、年２回及び必要と判断する都度、当社取締役会に報告する。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は財務報告の信頼性を確保するため、法令等に従い財務報告に係る内部統制システムを整備、運用し、それを評価する体制を構築しております。

当社は、2019年６月21日付「第三者委員会の報告書全文開示に関するお知らせ」において公表しましたとおり、当社において不適切な会計処理が行われた疑いについて第三者調査委員会による調査を行い、その結果を取りまとめた報告書を受領いたしました。当該報告書においては、当社及び子会社における不適切な会計処理の存在やそれらが生じた原因・背景について明らかにされ、再発防止策の提言を受けました。

当社は、こうした事態に至ったことを深く反省し、二度と同様の過ちを繰り返さぬよう抜本的な組織構造の改革を進め、コンプライアンス前提の誠実な経営に取り組んでまいります。

（注） 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。また、割合は表示単位未満を四捨五入して表示しております。

貸 借 対 照 表

(2019年９月30日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**796,134**	**流動負債**	**1,682,101**
現金及び預金	40,234	買掛金	294,578
受取手形	44,522	短期借入金	1,043,500
売掛金	561,942	一年内返済予定の長期借入金	35,000
商品及び製品	20,856	未払金	136,934
仕掛品	7,239	未払法人税等	2,968
原材料	103,578	前受金	18,292
前払費用	9,902	未払費用	78,328
未収入金	661	預り金	28,862
その他	7,445	賞与引当金	14,000
貸倒引当金	△250	事業構造改善引当金	28,050
固定資産	**2,719,555**	その他	1,588
有形固定資産	**2,385,316**	**固定負債**	**75,853**
建物	658,970	リース債務	5,270
構築物	1,368	繰延税金負債	37,044
機械及び装置	148,993	役員退職慰労引当金	259
車両及び運搬具	785	長期未払金	26,886
工具器具及び備品	3,509	その他	6,392
土地	1,571,689	**負債合計**	**1,757,955**
無形固定資産	**10,573**		
ソフトウェア	3,272	**(純資産の部)**	
電話加入権	2,551	**株主資本**	**1,756,310**
リース資産	4,750	**資本金**	**395,950**
投資その他の資産	**323,665**	**資本剰余金**	**230,000**
投資有価証券	9,836	資本準備金	230,000
関係会社株式	271,257	**利益剰余金**	**1,145,885**
保険積立金	35,812	利益準備金	38,000
その他	26,808	その他利益剰余金	1,107,885
貸倒引当金	△20,049	固定資産圧縮積立金	44,792
		特別償却準備金	9,987
		別途積立金	480,000
		繰越利益剰余金	573,104
		自己株式	**△15,524**
		評価・換算差額等	**1,423**
		その他有価証券評価差額金	**1,423**
		純資産合計	**1,757,734**
資産合計	**3,515,689**	**負債及び純資産計**	**3,515,689**

損 益 計 算 書

（2018年10月１日から
2019年９月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**3,063,445**
売上原価		**2,241,087**
売上総利益		**822,358**
販売費及び一般管理費		755,535
営業利益		**66,822**
営業外収益		**20,674**
受取利息	19	
受取配当金	281	
補助金収入	3,301	
不動産賃貸料	2,482	
受取家賃	4,403	
作業くず売却益	4,744	
その他	5,443	
営業外費用		**61,179**
支払利息	8,521	
支払手数料	1,075	
貸倒引当金繰入額	6,143	
事業構造改善引当金繰入額	28,050	
前期損益修正損益	16,458	
その他	929	
経常利益		**26,318**
特別利益		**100,850**
固定資産売却益	355	
役員退職慰労引当金戻入額	100,494	
特別損失		**202,807**
過年度決算訂正関連費用	202,807	
税引前当期純損失		**75,638**
法人税、住民税及び事業税	3,011	
法人税等調整額	7,404	10,415
当期純損失		**86,054**

株主資本等変動計算書

（2018年10月１日から
2019年９月30日まで）

（単位：千円）

項目	株主資本							
	資本金	資本剰余金	利益剰余金					
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
				固定資産圧縮積立金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	395,950	230,000	38,000	48,336	20,848	480,000	1,170,133	1,757,318
誤謬の訂正による累積的影響額							△505,468	△505,468
誤謬訂正後当期首残高	395,950	230,000	38,000	48,336	20,848	480,000	664,665	1,251,850
事業年度中の変動額								
剰余金の配当							△19,910	△19,910
固定資産圧縮積立金の取崩				△3,543			3,543	－
特別償却準備金の取崩					△10,860		10,860	－
当期純損失							△86,054	△86,054
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計				△3,543	△10,860		△91,561	△105,965
当期末残高	395,950	230,000	38,000	44,792	9,987	480,000	573,104	1,145,885

項目	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△15,516	2,367,752	2,927	2,370,680
誤謬の訂正による累積的影響額		△505,468		△505,468
誤謬訂正後当期首残高	△15,516	1,862,283	2,927	1,865,211
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△19,910		△19,910
固定資産圧縮積立金の取崩		―		―
特別償却準備金の取崩		―		―
当期純損失		△86,054		△86,054
自己株式の取得	△7	△7		△7
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△1,503	△1,503
事業年度中の変動額合計	△7	△105,972	△1,503	△107,476
当期末残高	△15,524	1,756,310	1,423	1,757,734

計算書類に係る監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2019年11月25日

日本フォームサービス株式会社
　取締役会御中

史彩監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	伊　藤　　肇	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	徳　山　秀　明	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、日本フォームサービス株式会社の2018年10月１日から2019年９月30日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及び附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続きが実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正または誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

限定付適正意見の根拠
　当監査法人は、前事業年度末後に監査契約を締結したため、前事業年度末における棚卸資産の実地棚卸に立ち会うことができず、2018年９月30日時点に保有する棚卸資産96,569千円（商品及び製品19,799千円、仕掛品2,212千円、原材料74,557千円）の数量に関して、十分かつ適切な監査証拠を入手することができず、この金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができない。当該事項が、当事業年度の売上原価に影響を及ぼす可能性があるため、当事業年度の計算書類及びその附属明細書に対して限定付適正意見を表明している。
　また、会社は、個別注記表のその他の注記追加情報（営業外費用「前期損益修正損益」）に記載されているとおり、前事業年度以前に関連する損益16,458千円を、当事業年度の損益計算書において営業外費用の前期損益修正損益に計上した。しかし、当該損益の重要性に鑑み当事業年度における会計処理は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していない。当該損益が適切な期間に計上されていないことによる計算書類及びその附属明細書に与える影響は重要であるため、当事業年度の計算書類及びその附属明細書に対して限定付適正意見を表明している。

限定付適正意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の計算書類及び附属明細書に及ぼす影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
１．個別注記表の株主資本等変動計算書に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度以前の期間に係る訂正の累積的な影響額として株主資本変動計算書の期首を訂正している。
２．個別注記表の継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、取引先に対する営業債務及び諸経費の一部に支払遅延が発生している。このことから継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類及びその附属明細書に反映されていない。
　当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2018年10月１日から2019年９月30日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

はじめに、2019年６月21日付「第三者委員会の報告書全文開示に関するお知らせ」において公表しましたとおり、当社及び子会社における不適切な会計処理の存在やそれらが生じた原因・背景について明らかにされ再発防止策の提言等を受け、過年度決算を訂正いたしました。また、同委員会の調査報告により取締役会・取締役による業務執行部門に対する監督機能の欠如及び内部監査部門・監査役会・監査役の監査機能の欠如など当社グループの内部統制の不備が判明いたしました。

上記のとおり、当事業年度における監査役及び監査役会の期中監査は監査機能の欠如により実施されていませんでした。

当監査役会の監査役花岡淳文、瀬山剛、井上明子は2019年9月26日の臨時株主総会における前監査役全員の辞任により監査役に就任いたしました。その就任以前の監査につきまして当監査役会は十分な監査根拠が得られておりませんが、第三者委員会からの提言を真摯に受け止め、不適切な会計処理の原因を解消し、将来に亘って再発を防止するための改善の取り組みについて監視および検証を進めてまいります。

(1) 今後、当監査役会では、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めてまいります。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたします。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたします。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けます。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたします。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めます。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めます。

当事業年度の期末監査においては上記の方法にて会計監査人の限定付適正意見の内容を検討し、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行については第三者委員会の調査により当社及び子会社における不適切な会計処理の存在やそれらが生じた原因・背景について明らかにされ、取締役会・取締役による業務執行部門に対する監督機能の欠如が判明いたしました。
当社は元取締役等責任追及の対象者に対し2019年11月13日付「責任の所在の明確化と関係者の処分について」において公表しましたとおり、責任追及の対象者と利害関係がない取締役土肥健 一、社外監査役の瀬山剛及び井上明子の3名を責任追及メンバーに選定し責任追及内容の見解を2019年10月21日開催の取締役会に付議し、当該見解をもとに、当時の役職員に対する責任追及の内容を取締役会で決定いたしました。
監査役会は、再発防止に向けた当社の取組みについて引き続き監視および検証を進めている状況にあります。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容については第三者委員会の調査により内部監査部門・監査役会・監査役の監査機能の欠如など当社グループの内部統制の不備が判明いたしました。
当社は、かかる事態を真摯に受け止め、第三者委員会の調査報告書で提言された再発防止策を速やかに策定、実施し、内部統制の徹底を図るべく、内部統制システムを適切に整備し、実効性ある運用に最大限の努力を尽くすとともに、信頼回復に誠心誠意努めております。
監査役会は、全社一丸となり再発防止や信頼回復に努めていることを確認しております。監査役会としましては、再発防止策の実施状況および内部統制システムの強化・お客さま本位の業務運営の実現に向けた施策の実施状況を、引き続き監視および検証してまいります。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人史彩監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

・会計監査人の限定付適正意見の根拠
当監査法人は、前事業年度末後に監査契約を締結したため、前事業年度末における棚卸資産の実地棚卸に立ち会うことができず、2018年9月30日時点に保有する棚卸資産96,569千円（商品及び製品19,799千円、仕掛品2,212千円、原材料74,557千円）の数量に関して、十分かつ適切な監査証拠を入手することができず、この金額に修正が必要となるかどうかについて判断する事ができない。当該事項が、当事業年度の売上原価に影響を及ぼす可能性があるため、当事業年度の計算書類及びその附属明細書に対して限定付適正意見を表明している。
また、会社は、個別注記表のその他の注記 追加情報（営業外費用「前期損益修正損益」）に記載されているとおり、前事業年度以前に関連する損益16,458千円を当事業年度の損益計算書において営業外費用の前期損益修正損益に計上した。しかし、当該損益の重要性に鑑み当事業年度における会計処理は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していない。当該損益が適切な期間に計上されていないことによる計算書類及びその附属明細書に与える影響は重要であるため、当事業年度の計算書類及びその附属明細書に対して限定付適正意見を表明している。

・会計監査人の限定付適正意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、「限定付適正意見の根拠」に記載した事項の計算書類及びその附属明細書に及ぼす影響を除き、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

2019年11月26日

日本フォームサービス株式会社　監査役会

常勤監査役　花　岡　淳　文　㊞
監　査　役　瀬　山　　剛　㊞
監　査　役　井　上　明　子　㊞

（注）監査役瀬山剛、井上明子は社外監査役であります。なお、監査役花岡淳文、瀬山剛、井上明子は2019年9月26日の臨時株主総会における前監査役全員の辞任により監査役に就任いたしました。

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　第63期（2018年10月１日から2019年９月30日まで）計算書類承認の件

本議案の内容につきましては、添付書類（16頁から18頁まで）及び当社ウェブサイトに掲載されております個別注記表に記載のとおりであります。取締役会は、本議案の内容を適法かつ適正と判断しております。

会社法第438条第２項の規定に基づき、当社は定時株主総会において計算書類の承認をお願いするものであります。

第２号議案　会計監査人選任の件

当社の会計監査人でありました監査法人大手門会計事務所とは2019年７月26日付で監査契約を解除したことに伴い、適正な監査業務が継続的に実施される体制を維持するため、2019年８月23日付で開示いたしました「一時会計監査人の選任に関するお知らせ」のとおり、史彩監査法人が一時会計監査人に就任しております。

つきましては、監査役会の決定に基づき一時会計監査人であります史彩監査法人を、改めて会計監査人に選任することをお願いするものであります。

なお、監査役会が史彩監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、監査役会において当社監査役監査基準に従って検討し、一時会計監査人として監査計画に基づく職務遂行状況、監査を通じた財務諸表の更なる信頼性の向上などを総合的に判断した結果、史彩監査法人は当社が監査法人に求める専門性、独立性、職務遂行能力を備え、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を有していると判断したためであります。

会計監査人候補者

名称	史彩監査法人
所在地	東京都品川区五反田１－27－６
設立日	2017年３月１日
概要	出資金　350万円 構成人員（2019年11月24日現在） 公認会計士　　12名 その他監査実施者　２名 合計　　14名

以　上

株主総会会場ご案内図

会場　東京都江東区亀戸二丁目19番１号
江東区亀戸文化センター
カメリアプラザ５Ｆ（第２研修室）
TEL　03（5626）2121

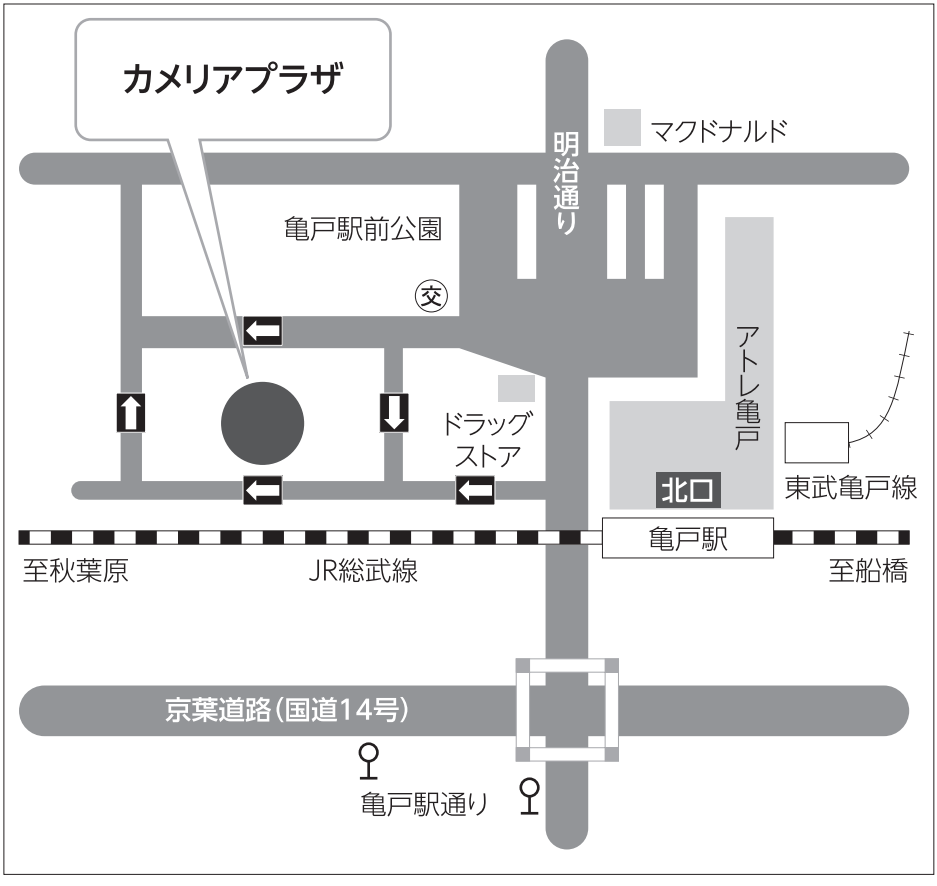

JR総武線、亀戸駅北口より徒歩約２分

UD FONT